

## 広島市障害者施策推進協議会（平成24年度第2回）会議要旨

### 1 会議名

平成24年度第2回広島市障害者施策推進協議会

### 2 開催日時・場所

平成24年（2012年）8月23日（木）19:00～21:00 広島市役所2階講堂

### 3 出席委員（17名）

間野会長、堀田会長職務代理、天方委員、浦邊委員、奥田委員、金子委員、古池委員、後藤委員、榊委員、田中委員、中神委員、中川委員、西川委員、船津委員、三戸委員、山中委員、和田委員

### 4 事務局（19名）

健康福祉局長、障害福祉部長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、情報政策課長、市民活動推進課長、人権啓発課長、健康福祉企画課長、精神保健福祉センター相談課長、保健指導担当課長、こども・家庭支援課長、障害児支援担当課長、住宅政策課長、中区保健福祉課長、消防局調整担当課長、消防局防災課長、総合リハビリテーションセンター総合相談室長、特別支援教育課長

（各役職については代理である場合を含む。）

### 5 傍聴人

1人

### 6 議題

- (1) 議題1：新たな障害者基本計画の策定に向けた障害者施策推進協議会での審議スケジュールの変更について
- (2) 議題2：新たな障害者基本計画の個別施策（施策の柱2(2)～4）の検討について

### 7 会議資料

#### (1) 議題1

資料1：新たな障害者基本計画の策定に向けた障害者施策推進協議会での審議スケジュール  
【変更案】

#### (2) 議題2

資料2：新たな障害者基本計画策定に向けた検討資料

- (1) 議題1：新たな障害者基本計画策定に向けた障害者施策推進協議会での審議スケジュールの変更について

資料1により、事務局（障害福祉課長）から説明し、委員からは質問はなかった。

(2) 議題 2：新たな障害者基本計画の個別施策（施策の柱 2(2)～4）の検討について

資料 2 により、概ね施策項目ごとに説明を行い、その後、委員から質問を受け、事務局が答える形で進行した。

【IV〔施策の柱 2(2)〕について】

資料 2 の IV〔施策の柱 2(2)〕（P28～P31）を事務局（障害福祉課長）から説明した。

（間野会長）

今説明してもらいましたけども、1つ確認をしておきたいと思います。この協議会で今現在やろうとしていることは基本計画を作ることですね。基本計画の案を作るってことです。で、基本計画というのはどんなレベルのものなのかということをご理解頂く必要があります。前回の計画ってというのはどのような形かということ、参考資料の一番下に、主な事業・取組みとあってそこに、ここでは 3 つあがっている。それは具体的にはどんな内容なのかということで、右側に内容等の説明があります。で、前回から出されている資料をもう 1 回見て頂きますと、今説明してもらったもので言いますと安心して暮らせる住まいの確保ということで、28 ページの右下の所の一番最後の所に、主な事業・取組みとあります。これが参考資料の左側の項目になります。市営住宅の建替等整備事業というのが、次のたたき台、それから素案の段階では右側のこの詳しい説明を入れていって、それが基本計画になるということになります。その辺のことをイメージして頂いて、基本的には主な事業・取組っていうところに皆さん着目して頂いて、こんな事業とこんな取組でいいのかどうか、もっと他にもあるんじゃないか、あるいはこの項目はもういらなくなったんじゃないかとか、こういうふうに変えるべきだとか、その辺のことのご意見を頂くというのが基本計画の改定版を作る上で非常に重要だと思ってます。それでは前置が長くなりましたが、まず「安心して暮らせる住まいの確保」ということで 4 つの項目があがっております。この辺りのことについてご意見、ご発言お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、僕の方から。この辺が僕の専門の所なので。まず 28 ページの主な事業・取組の所で、真っ先に出てくる事業で、「市営住宅の建替等整備事業」と書いただけではこれが障害者施策とどう関係するのかというのはこれではわからないので、その後に「におけるバリアフリー化」っていうような言葉を入れないと障害者施策にはならんというふうに思いました。それから 30 ページの「民間賃貸住宅入居者等の相談支援の充実」という所に「総合リハビリテーションセンターにおける住宅改造における相談支援」があります。これは民間賃貸住宅に限らない相談事業ですので、どちらかというところ「住宅改善等の支援」の方に入れるべきではないかと思うんです。それから 30 ページの所の 4 つ目に「特定優良賃貸住宅供給促進事業（家賃補助）」と書いてあります。これは古い名称でして特定というのが地域に変わっていると思いますが、それを確認して頂きたいことと、（家賃補助）と書いてあるのは本当にやるのでしょうかという質問です。それから一番最後に「障害者家賃債務保証制度の普及・啓発」とありますが、これは高齢者住宅財団がやってきていた事業なんですけど今辞めているんじゃないかなと僕の認識があるんですが、その辺の所も確認して頂きたいと思います。

（住宅政策課長）

最初の 30 ページの方を先にお答えしたいと思います。4 番目の「特定優良賃貸住宅供給促進事業」、

「特定」というのが古くて新しく「地域」という制度に変わっていますが、実際に広島市でこうゆう制度と補助を今も継続してやっております。その補助について対象となっているのは、平成 17 年以前に建設された住宅でありまして、それが当時の特定優良賃貸住宅であることからこの名前をここに書いております。それから、この補助については現在も継続して、この家賃補助を続けております。

(間野会長)

はい、わかりました。計画の中に入れることがいいのかどうかというのは検討、再確認して頂きたいと思います。それからここで居住サポート事業が入っていないのはなぜなんですか。これは福祉サイドの事業ですけど。

(障害福祉部長)

居住サポート事業は昨年までであったのですが、今年度から個別給付として地域生活移行、地域移行支援事業といった形に変わっております。

(間野会長)

ということは 3 番目の「地域移行支援、地域定着支援」に入っているというふうに。

(障害福祉部長)

はい。

(総合リハビリテーションセンター総合相談室長)

先ほどございました 30 ページの身体障害者更生相談所における住宅改造の項目でございます。この民間賃貸住宅入居の項目ではなく、住宅改善等の支援に入る方がいいんじゃないかというご指摘というように思っております。まず、相談件数が少ないことに関して、身体障害者更生相談所として住宅改造のご相談があれば承るような体勢を整えています。介護保険制度が平成 12 年から始まりまして、地域包括支援センター等における相談とか、それから事業者さんにその辺りのノウハウがかなり蓄積されて、私共の方へ出向いて相談というのが少なくなったのではないかと分析しております。体制としては引き続き継続しようと考えております。それから民間じゃなくて住宅改善等の支援が適当であるということについては、ご意見として承るということで、事務局での整理ということでもよろしいでしょうか。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。はい、いかがでしょう。次、船津さん。

(船津委員)

29 ページにバリアフリーのための住宅改造というのがありまして、その中に障害者区分の、身体とか知的とかあるんですけど、身体とか難病っていうのはある程度何となくイメージはつくんですけど発達とか障害児とかに対応するリフォームというのはどういうことがイメージできるんでしょうか。例えば、2階だと下の人がうるさいから多動な子は入れないとか、そういうようなことなんですし

ようか。障害者ごとでリフォームが出ていて発達とか障害児って書いてある所がどうリンクするのかちょっと教えて頂ければと。よろしくお願ひします。

(間野会長)

僕の認識で言ひると、これは前回の議論でもあったんですが、バリアフリーというこれまで身体障害を対象にしているということがかなりはっきりしてしまひた。いわゆる精神、知的に対応した住宅改修、住宅改造というのをどういうふうにするのかというのは多分、ほとんどやられていないんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。事例としてもあまりないんじゃないかと。ただこの制度その物は障害者であれば使える制度なので、精神、知的の方が使えないということはないですね。

(精神保健福祉課長)

精神保健福祉課長でございますけど、考えられる障害としては聴覚過敏などですね。発達障害ですね。そういった時には改造に対して補助を出すんです。

(間野会長)

わかりました。他、いかがでしょうか。金子委員何か。

(金子委員)

私は 28 ページについてお伺ひしたいんですが、左のアンケートの②に質問です。グループホーム等を増やすことというのが知的が 49%、発達、障害児にいたっても 51.5%というやはり高い数値が出ています。やっぱり入所施設は作らないってことで、皆さんのグループホームへの思いは大きいと思うんです。そこで質問なんですが右の主な事業・取組みの所の下から 2 番目、「市営住宅を活用したグループホーム等の整備促進」とあるんですが、現在市営住宅の中でどれ位グループホームに使っているのか、その辺りの数値をお知らせ頂きますでしょうか。

(障害自立支援課長)

現在は吉島東住宅を活用しているのが 1 件ございます。

(金子委員)

すいません。これについては継続で今迄見て来ているんですが、どうして 1 件しかまだできないんでしょうか。その辺りどのようにお考えですか。

(障害自立支援課長)

市営住宅を活用したグループホームの整備促進ということで平成 22 年に活用意向の調査をさせていただきます、かなり沢山の法人から活用したいという意見を頂いております。実際に市営住宅を活用しようとした場合、入居している方に出て行って下さいということにはならないので、空き室を活用するということになります。それとグループホームとして整備をしようとした場合、一戸だけ空いているということでは、管理運用が難しいので、例えば一つの住宅で複数戸、出来れば並びで空いているというような状況が生じた時に、整備の検討に入れるということでございます。障害自立支援課のほうで、どの辺の住宅が空きがありますかというようなことは調査をしながら、整備の意向をお

持ちの法人にお貸しができるように個別に調査をして対応したいというふうには考えているんですが、実際には、先ほど言いましたように連続した空き部屋があるとか、その辺の条件が整っていないということでまだ整備が十分には進んでないという現状でございます。

(間野会長)

はい、じゃあ天方委員。

(天方委員)

今の件なんですけども、本当に市営住宅を希望しましても今の所ほとんど不可能なんです。一昨年おたずねした時には似島だったらありますよということでした。似島ではちょっと離れていますし、船に乗ってというようなわけにいかないの、何とかこちらの方ということ猿猴橋で大きな市営住宅建が建て変わるといってお話があった時に、あそこはどうなんですかねと話をしました。すると、もうすでに計画も絵図面も全部できて着工する段階になってるのもう駄目ですねということでした。ますます私達の子供たちが入るのは非常に狭くなってきているということが現実じゃないかと思えます。それともう1件、じゃあそういったところに入った時にはどの程度の家賃補助というがでるのか教えて頂きたいなと思えます。

(障害自立支援課長)

家賃補助制度でございますが、昨年の10月から制度ができました。家賃に対して1万円の助成ということが今制度としてはございます。ただ家賃が1万円を超える場合ということになります。

(間野会長)

次のテーマに行きたいと思えます。今言い足りなかった部分についてはまた後日事務局の方にお伝え頂ければと思えます。

#### 【IV〔施策の柱2(3)〕について】

資料2のIV〔施策の柱2(3)〕(P32～P34)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(間野会長)

「(3) 防災・防犯対策と災害時支援対策の推進」ということですがいかがでしょうか。はい、榊委員。

(榊委員)

34 ページの新規事業で「災害時における障害者支援のあり方の検討」というのは具体的には検討会はどこで、どういう会議の名前でやるのでしょうか。それには障害者が、当事者が入っているのでしょうか。障害者といっても、車いす人もいれば杖の人もいれば盲、聴覚障害の人、脳障害の人、沢山いると思うんですけども、そういった意味の障害者の実態を一番知っている当事者の参加はあるのかどうかお聞きします。

(障害福祉課長)

これは 5 ヶ年計画での取組ですので、どういう場所で、どういう所でと具体的に伝えるのは難しいですけど、まず市の計画でありますから広島市の役目ということでございます。障害者のための検討ということですので障害者の意見を聞くというのは当然と考えております。

(間野会長)

これからどんな体制でいくかとか、どんな形でやるかとかその辺のことも含めて、新しい 5 年計画の中で検討していこうと、そういうことでいいですよ。はい。

(堀田委員)

同じく 34 ページの災害時要支援対策者の関連になると思うんですけど、高齢者に関しては一定のネットワークが出来ていると思うんですけど、私がいくつかの地域でお話を聞いたところ、障害者についてはネットワークがなかなか作りにくいようです。地域の中で地域の役員さんとの日常的な交流がないからなかなか難しいという話を聞いたんですけど、現状では災害時要支援対策者の中で障害者についてのネットワークというのがどの位できているのか、これが 1 つ。それから東日本大震災等を見ても、いわゆる避難所に障害を持った方が入られると大変難しい問題が生じているようです。よく言われています福祉避難所みたいなものを用意しなければいけないと思うんですね。それは避難所をあわてて作るんじゃなくて、そういう備えを日常からしているということと、作業所や福祉施設と地域で防災・災害協定を結ぶとか、特に自主防災組織との連携など、地域でそういうことを具体的にやっていく必要があるんじゃないかと思うんですね。だから検討というのはいいですけど、例えば、災害時要援護者支援として障害者の把握やネットワークができる地域をモデル地域に指定して具体的にやっていくとか、もう少し具体的なものがほしいなという感じがするんですけど、いかがでしょう。

(健康福祉企画課)

福祉避難所につきましては、昨年までに特別養護老人ホーム 35 施設と協定させて頂いております。今年度障害者施設ということで福祉施設部会を通しまして協力依頼させて頂きまして現在、協力頂ける所につきましては調査に参りまして市として協力するような段取りをしております。9 月頃協定を締結するような予定で進めております。そして災害時要援護者の関係ですけども、ネットワークというのは私も存じ上げてないんですけども、一応災害時要援護者の関係につきましては、避難支援が必要とされた方は現在約 4500 人いらっしゃいます。その方につきましてはいざとなれば避難支援者が避難活動をしてくれるというようになっています。ただ避難支援について同意をされない方もわずかですがいらっしゃいますけど、地域の方もいざとなればその方を支援して頂くというような方法を取っているということです。

(西川委員)

今だいぶ具体的なお話を頂いて、結構やっておられるんだなというようには思っているんですけど、進捗状況が例えば 9 月までに支援者も含めて打診があったりとかいうことがすでに進んでいるんですか。再確認なんです。

(健康福祉企画課)

先程申し上げましたように 4500 人位対象者がいまして、ほとんどの方は民生委員さんの方にあたって頂きまして同意を頂いた上で避難支援プランを作成しているんですけども、中には同意をしないという人もわずかですがおられます。同意をされた人につきましては避難支援者を 1 人ないし 2 人決めて頂いて、災害が発生したら避難支援者の方が対象者の方に情報伝達するなり、一緒に避難されたりと、そういった態勢をとっております。

(後藤委員)

私は重度障害者ですが、いまおっしゃった 4500 人のなかの一人に含まれていると思うのですが、いま現在緊急時の情報が一切入ってきませんし、避難支援プランについての問い合わせもありません。災害時にどこにどう避難したらいいのか、皆目わからないでいます。そんな折、今年度広島市へ広難連として要望書を提出したなかに、「緊急時のマニュアル本の作成」と、「要支援リスト」と「要支援体制作り」の必要性を訴え、対応くださるよう要望しました。避難支援プラン対象者 4500 人に限定するのではなく、高齢者や障害者にくまなく「緊急時のマニュアル本の作成」が必要ではないでしょうか。

(榊委員)

今、論議している、対象者と市が言った分と私の所にこなかったということですが、対象者は単身者、重度障害者で、同居している人には民生委員はまわってきません。だから単独で見回ってこなかったら民生委員さんのミスです。そういうことでしょう。

(健康福祉企画課)

そうです。色々条件がございまして同居されているとかいうことがございましたら対象から外れます。

(後藤委員)

でも、それはおかしい話で考えてもらわないといけませんよね。

(金子委員)

私も災害時要援護者対策については、とてもいいものができたと思って私もとてもよろこんでいます。特に知的障害について、療育手帳(A)、A の者という中に、かつ 1 人暮らしまたは避難支援を行うことが困難な 75 歳以上の家族とだけ暮らしている人というくくりがあるんですね。ただその次の下の※に上記以外の者であっても、実態を踏まえて柔軟に対応という所があるんです。これを使ってですね、区によっては各障害を持っている人たちにこういうのがありますけどあなたは使いたいですかどうですかという内容の葉書が行くようになりました。特に B、㊦の方でもいざという時にとっさの判断が出来る人なんて本当にいないんですね。先ほども孤立化しないための街づくりという命題がありましたよね。民生委員さんが少しでもその人の立場を分かっているということはとても大切だと思います。障害を持つ親の方にはオープンにして、是非うちの子もって言って、どんどん民生委員さんに言っていこうねというふうに私達も語りかけています。でも、※の所が特に曖昧で、区によって、窓口によって全然違うんですね。災害時要援護者の数の拡大をぜひ今日お願いしたいと思っております。

#### 【IV〔施策の柱3〕について】

資料2のIV〔施策の柱3〕(P35～P40)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(間野会長)

はい、ありがとうございます。かなりボリュームありましたがいかがでしょうか。

(天方委員)

相談支援事業については今かなりの事業所でやって下さってるんですが実際に相談を受けて、そのサービスを受けようとしたとき、そのサービス事業所がなかなか受けて下さらないという実態がありますので、そこら辺りはどうなのでしょう。

(障害自立支援課長)

相談支援事業所なんですけども、まだ出来て日が浅いということでノウハウが蓄積されていないというのと、障害の種別によって得手不得手があったりするというようなことがございます。私共としても事業者の指導、育成に力を入れてないといけないということでございます。あと、自立支援協議会には地域部会というものがございます。これを活用致しまして事業者と連携を図って行って力を付けていってもらい、地域の方で解決するというような仕組みを作っていきたいというふうに考えております。

(間野会長)

それは主な事業・取組のどの辺にあたるんですか。

(障害自立支援課長)

36 ページの一番上の主な取組、「障害者相談支援事業」でございます。この中では1つは基幹相談支援センターの開設、これはもうちょっと検討していかないといけないということ。あと相談支援事業者の質の向上ということで評価制度を検討してはどうかというようなことを考えております。それと3つ目に自立支援協議会をコントロールタワーとして、相談支援体制のネットワークを強化するということで事業者間の連絡機能を強化していくというようなことを通じて事業者の資質向上に努めていきたいということでございます。

(間野会長)

はい、榊委員。

(榊委員)

相談支援センターの所に入るかなと思うんですけど、実は前にもお話ししたんですけども、刑務所から出てきて行く場所ないということで、反貧困ネットのシェルターに入らせてくれないかという相談が、以前は知的障害が相当多かったと、どんどん増えてきたということを聞いてたんですが、最近の特徴は精神の方が多いと聞いたんです。生活保護を受ける場合にはどこか居住が決まらなければなら



ないということで、反貧困ネットの 7 つのシェルターを利用するという感じで、そこに一旦入って申請という形になるんですが、いっぱいなかなか入れない状況がございます。しかし刑務所を出た方がそこに行くまでが、行き場所がない。民間の所もなかなか貸してくれない。そうすると生活保護の申請ができないということで、その生活保護の申請を受ける場所、市役所のセクションがあると思うんですけど、そういう所と障害福祉課が連携して頂いて、スムーズになるようにしてもらえないかなというのが意見としてありましたので、是非ともご検討頂ければと思います。

(山中委員)

35 ページの表の真ん中のちょっと下、「精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談」ということで、4,123 件と非常にたくさんのご相談を頂いておりまして助かっております。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

(田中委員)

失礼いたします。36 ページでご説明頂きました「障害者自立支援協議会の運営」でございます。私は自立支援協議会の委員もさせて頂いております、大変活発に各区の自立支援協議会が独立をしてネットワークの強化をしております。ところが各区の自立支援協議会をする時にですね、その中でまた相談支援事業所のどこかがリーダーシップを取って中心的に役割を担って、地域のネットワークを図るという事をしてるんですが、基本的に予算が付いておりません。で、大変悩ましいところがあります。やはりここには是非運営と同時にネットワークの強化をするということにおいて各区の自立支援協議会を育てるという意味で、是非予算を付けて頂きたいと思います。もう 1 つですね、成年後見の所ですね、39 ページでございます、成年後見制度が出来まして社会福祉会等で私もずっとこの啓発に動いておりますが、未だに両親が突然にお亡くなりになって、知的障害の方が本当に困った状態になって、一人ぼっちになるという状況があります。口を酸っぱくして親亡き後と言われるなら成年後見制度でちゃんと本人さんを守って、それで死んでくださいねとお母さんたちにいつも言うんです。何度言ってもそこは聞いてこられない方も沢山おられるんですが、色んな方の話を聞くとききちんとした成年後見制度のシステムが分かっていない方が沢山おられます。よく言われるのが金がないとか今使わないとか、後見人さんからお金ばかり取られて保証もないとかですね、大変間違った知識があります。社会福祉協議会が成年後見人の啓発活動を広島市から受けていて、それで私も何回か講師で行きました。この継続の成年後見事業（こうけん）という事業は社協が後見をしたという事業なんですか。それともやはり今まで受けておられたように啓発活動も市社協に委託をされて啓発活動をされるという意味なんですか。これは大変わかりにくい制度ですので、是非知的の親御さんには是非是非知識として知っていただきたいと思うので、啓発をしていただきたいです。これをしていかないと本当にみんな突然ご両親亡くなって困るケースばかり私の所にまわってくるんです。「こうけん」はどういう事業なのか教えて頂きたいと思います。

(間野会長)

はい、特に啓発というのは本当はもう 1 項目あるんじゃないかと。いかがですか。

(障害自立支援課長)

相談支援事業所への予算ということでございます。広島市の場合委託事業所が市内に 15 か所ござ

います。今、自立支援協議会の方で事業所の評価について検討をする中でそれぞれ指定事業所と委託事業所、それと地域部会の事務局事業所の役割分担についても検討を始めたところでございます。それに伴いまして委託内容についても、少し精査をして予算のことも対応できればというふうに思っております。

(健康福祉企画課主幹)

続きまして社協がやっています「こうけん」につきましてですけど、これは平成 23 年 10 月からですね実施を行いました。法人としての「こうけん」ということで実施しております。

(田中委員)

啓発活動はここに入っていないということですね。

(間野会長)

つまり後見人としてやっていく組織は出来たけど、啓発をするわけではない。啓発はやってはいないということですね。

(健康福祉企画課)

はい。

(間野会長)

で今の場合の法人は啓発だけして成年後見があんまり行わないというようなのでその辺りを取り入れて頂きたいというご意見ということでお聞きしたいと思います。

(金子委員)

3 点質問をしたいと思います。36 ページの主な事業・取組の一番上「基幹相談支援センターの開設」とありますが、中身について何かイメージがありましたら教えて頂きたいということが 1 点。それからその真ん中下位に「発達障害者支援センターの運営」、「発達障害児早期発見・支援体制整備」というのがあります。この発達障害者支援センター、とてもよく頑張っていると思うんですが、ただ追加資料でこの精神の子ども達が多くて、大人の方はどうされているのか。発達障害者についてはこの障害者施策推進協議会に入っておらず、発達支援協議会の審議の内容も見えてきません。大人の発達障害者も多いと思うのですが、きちんと拾われているのか心配です。単独に発達障害者支援センターが児童相談センターにあるんだけど、例えば自立支援協議会との連携を図って頂けないかということが 1 点。それから後 40 ページですかね。主な事業・取組の一番上の継続ですが障害者虐待防止事業としか書いてないですよ。これはさっきも会長も言われましたけど、この上の特に 2 番目の関係機関同士の役割分担や連携っていうのが非常に大切になってくるのではないかと考えておりました、だからその障害者虐待防止事業も連携を図るとか、関係機関との連携といった文言を付けて頂けないかと思っております。

(障害自立支援課長)

基幹相談支援センターの設置についてということでございます。これは自立支援法の改正によりま

して、各市町に置くことができるとされたもので、広島市位の規模の都市において基幹型が、1つがいいのか、それとも例えば8区がいいのか、もう少し地域を4分割にして4つ位がいいのかというようなことも含めまして少し検討をしなくちゃいけないというふうに考えております。このため先月開催致しました自立支援協議会の方でこの基幹型の設置につきましても、役割分担など意見等頂くようお願いをしたところでございます。以上です。

(間野会長)

基幹型があるということは基幹型でない所とあるわけですよね。その中での基幹型というのは何を担うんですか。

(障害自立支援課長)

その地域の取りまとめというようなことでございまして、相談支援センターの個々で対応できないようなことを、こんなケースなんかをあげて調整するような機能もございまして、それぞれある相談支援センターからのノウハウ等を吸い上げて標準化を図っていくというような役割を担っていくものと考えております。

(障害児支援担当課長)

発達障害の質問がございましたので、障害児支援担当課長でございます。発達障害者支援センターは委員が言われましたように、こども療育センター、東区の光町にありますけども、そちらの中で活動しております。療育センターそのものが相談、それから診療機能、そういう機能等がございまして、発達障害等の対応をしているという事で平成17年に法が施行されましてという事でございます。大人の発達障害の事について、どういうふうになってるかというご質問だと思いますけども、23年度の発達障害者支援センターの相談件数ですが、相談、発達、就労等の支援をしておりますけども、2604件ほどございました。そのうち19歳以上の方の件数は1981件ございまして、大人の発達障害の方についての対応はかなりさせて頂いているというふうに考えています。

(間野会長)

大分、改善されてきているという事ですね。もう一つあります。

(障害福祉課長)

はい。障害者虐待防止事業に関してでございます。こちらは継続と書いてありますが今年の10月から始まるもので、この計画は来年度から始まるという事で継続になっているということでございます。障害者虐待防止事業につきましては、障害福祉課のみでやれるものではございませんで、実際、虐待があった場合には、都道府県労働基準監督署等と提携していかなくてはならないとございますので、この事業の中身としてもそういうネットワークを含めて組み込むという思いで記載しています。

(間野会長)

これから中身に関してもこれからだんだんと具体化していくという事ですかね。

(障害福祉課長)

はい。連携等を図ることを含め事務的に進めてございます。

(金子委員)

先ほどの発達障害者支援センターの相談件数ですが、一人の人が何件もという事はないですか。

(障害児支援担当課長)

2604件と答えをしたのは、延べの支援件数でございます。実人員で申し上げますとその件数に対するのが661人ということになっておりますので、お一人の方に複数回いろいろな支援をしているというような状況でございます。

(榊委員)

市として障害者差別禁止条例を作るご予定はあるのかないのかをお聞かせください。

(障害福祉課長)

障害者差別禁止法につきましては、来年度に向けて国の方で検討しているということでございまして、そういう状況も見ながら市としての対応も考えて参りたいと考えております。

(間野会長)

はい。すいません。次に進みたいと思います。地域生活支援の充実ですね。お願いします。

#### 【IV〔施策の柱4(1)〕について】

資料4のIV〔施策の柱4(1)〕(P41～P45)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(間野会長)

これについて、ご意見がありますか。

(田中委員)

福祉サービスの基盤整備というところで、福祉従事者の研修というのは当然の事なんですけど、それ以前に人材確保というところで課題が出ておりました。施設でも半年前からずっと募集をかけてるんですが、誰も来ない、応募がないという状況にあります。これは全国的な傾向で福祉従事者というのが、すぐ辞めちゃうとか、定着しないとか、それ以前に大学を出て、社会福祉科を出て、社会福祉士になっても福祉系に来ないという非常に厳しい現状があります。やはり、民間の福祉従事者の質は当然のことですが、人材確保に関しても何らかの取り組みをして頂きたいなと思っております。で、それともう一つ、45ページの発達障害児早期発見・支援体制整備でございます。実は、発達障害児早期発見と言いましても広島市に小児精神科医の方が非常に少なく、児相にお願いしても三ヶ月待ちはざらであると。実は女学院大学にこの度、発達障害児の方の教育プログラムが出来まして、昨日専門家の方たちが来られたんですが、もちろん相談員の方の相談は非常に大事でありますけど、それより先に医療としてどう診断するかということが発達障害の方にとってはとても大事であると。その中でももちろん色々な支援もあるんですが、投薬的な支援というのもとても大事であるというのも、もうアメリカの

方ではきちんとした周知の事実でございます。ここに医療との連携というか、小児精神科医を養成するとか、育成するというのは難しいと思うんですが、そういうところも是非入れて頂きたい、医療との連携がないと発達障害の方、厳しいんじゃないかなと思っております。

(間野会長)

ありがとうございます。これは、ご意見ということで。

(後藤委員)

45 ページの拡大のところに難病患者への対象拡大に対する円滑な対応とあります。この件に関して先日中国新聞朝刊にも大きな記事が掲載されておりましたが、56 の特定疾患が今後 400 疾患に拡大すること、その方向性が今年度中に示されることですが、まだ私たち当事者には何の情報も入っておりません。難病患者で手帳を所持していない場合は、これまで 45 ページの左にあるサービスを利用したくても利用できない現実がありました。今後は障害者総合支援法のなかに難病も含まれ、障害者手帳がなくても利用できる福祉サービスは何かなどまだ決定しておりませんが、障害等級表のどこに当てはまるのかではなく、ICFに沿い区分判定いただくよう、これは広島市への要望なのですがよろしくをお願いします。

(障害自立支援課長)

障害程度区分の認定というところについて、国の動きもございますのでとご報告します。今、国の方で各自治体の方に依頼がありまして、手帳お持ちでない方の程度区分がどのようにできるかというのは、自治体の方に依頼しまして実際に区分認定をやってみようという取り組みを今から始めることにしています。で、その中で何であるがゆえに区分認定が来ないの、難しいとかいったところを課題を抽出しまして国にフィードバックして、国の方でまた認定について検討していくという取り組みが今、スタートしたとご報告します。

(堀田委員)

総合的な生活支援の充実と地域への参加促進というところに、30 ページにある地域移行支援とか地域定着支援というのは、こちらに入れた方がいい。というのが、民間賃貸住宅提供の相談支援という、住まいを確保するというのではなくて、地域移行というのは例えば精神の方のことで捉えるともっと広いと思うんですよ。むしろ、こちらの、新のところ中身をお尋ねしたいと思うんですけど「障害者が生活の拠点において自立し、活動の範囲を広げていくための取り組みの検討と」というのがあるんですけど、特に地域移行なんかはこういうのとは関係しとるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょう。

(障害自立支援課長)

まず、地域移行、地域定着の事業につきまして、こちらの方でも再掲でという事でございますが、これについては検討させていただきます。

(障害福祉課長)

あと一つ、障害者が生活の拠点において自立しというところ、新規施策のところでございますけれ

ども、こちらに関しましては、この計画が定まってから、障害者施策全体を見直すという事で記載しているところがございます。中身としましては、障害者が生活する拠点において自立しということと、まずはその自立を実現するために基礎的な生活支援とは一体何なのかという事を検討するという事。後、その上で活動範囲を広げていくための取組を促進ということで、障害者は基礎的な生活を自立する、生活支援を十分行いまして、その上で出来る方については能力とか、その状況に応じまして、社会参加を促進する取り組みをやっていくことが重要でございます。このような二つの障害者への重要な事をきっちりさせていくために、主としてどのような施策展開をしていったらいいかということはこの五年計画の中できっちり一から考えて参りたいということです。

(間野会長)

ありがとうございます。前の計画にもいくつか同じ施策がいろんなところに出て来るというような、どうしても重なるものがあるのでそのあたりの事は少し考えて頂ければと思います。他はいかがでしょうか。それでは、次に行きたいと思います。次は(2)保健・医療・リハビリテーションの充実というところでございます。

#### 【IV〔施策の柱4〕について】

資料2のIV〔施策の柱4(2)〕(P46～P50)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(間野会長)

はい。ありがとうございました。これについていかがでしょうか。

(中川委員)

総合リハビリテーションですけど、ここは、見学に行かせて頂きました。それで、こちらの方の利用条件というか、私たちの子供のように生まれながらの子供は利用できないということで、こんなにいい施設なのに何故そのあたりが取り入れて頂けないのかすごく残念に思います。このあたり検討いただければありがたいことなんですけど。よろしくお願いします。

(総合リハビリテーションセンター総合相談室長)

今のご意見というのはこれまで何度も承りました。一応総合リハビリテーションセンターは、脳血管障害などの疾病であるとか、それから交通事故等に伴う脊椎損傷であるとかそういう人生の途中で障害になられた方につきまして、相談・評価から、医療、訓練、就労援助までの総合的なリハビリテーションを提供することによって社会復帰につなげるというのを考え方しております。従いまして、ここは病院と施設と更生相談所三つ一体のもので、今おっしゃられた生まれながらの人で、利用できないのは何故かというような事につきまして具体的にリハビリの効果でございますとか、そういうことで、全く駄目とかそういう話ではございません。ただ、さっき申しましたように回復期のリハビリと訓練ということでございますので、そのあたりでリハビリ効果の面で利用できないというふうなご回答をさせて頂いたケースではないかというふうに思っております。ご意見としては承ります。

(三戸委員)

47 ページの主な事業・取組のところで、在宅訪問歯科検診・診療事業というのがあるんですが、これはもともとは寝たきり、あるいは寝たきりに準じた高齢者の方々の対象の事業だったわけですが、これが障害者の方々にも対象が拡大されたわけですが、23 年度実績でいいんですけど、障害者の方はどのくらいの実績があるのかを教えてくださいたいのですが。

(保健指導担当課長)

おっしゃる通り平成 22 年度から高齢者の方だけだった対象者を障害者の方にも広げておりますけれども、利用の方はまだ少なくて平成 23 年度の障害者の方が 2 件でした。

(三戸委員)

はい。高齢者の方の件数が 420 件、そのくらいだったと思いますので、せっかく障害者の方に拡大されたので、啓発の方法とかを考えて頂ければありがたいと思うので、よろしくをお願いします。

(保健指導担当課長)

平成 22 年度は 416 人、平成 23 年度は 373 人、高齢者の方、障害者の方含めた人数になっておりますけれども、先ほどのように 2 件という状況でございますので、各障害者の団体等を通じて、今一度、周知を図りたいと思います。

(三戸委員)

よろしくをお願いします。

(山中委員)

48 ページの主な事業・取組の 2 番目、精神障害者退院促進支援事業というのがあるんですけども、今全部で入院患者が 30 万人です。そのうち、1 年以上入院している人は、22 万人おります。この促進事業というのは多分、その 22 万人を対象にしているのかなと思います。1 年以上入院という事は、重症者なんですね。促進させるということは、無理やりという可能性があるんですが、うちの家内の場合は 22 万人のうちの 1 人なんですね。それで、実際に介護認定を受けておる最中なんですけども、これを退院させて自宅でみれるかということをお病院の関係者に聞きますと、これが出来ません。どこで見るとかといういろんな高齢者施設、その他あるわけですが、ところがその施設というのが、100 人とか 200 人とか順番待ちになつとるわけですね。それで、運よく入れたとしても、施設側が家内の状況を見に来るわけですね。そうすると、これはうちではみれませんか、言う話になるわけですね。そうした場合、行き場がないんですね。それでやむなく自宅で面倒みなきゃいかんというかたちになるわけなんですけども。そうすると今、家内はいわゆる保護病棟、鍵のかかる病棟に入ってるわけなんです。で、病院関係者が自宅ではちょっと無理ですねというのでも、退院してきたら、自宅に鍵をかけなきゃいかんという状態になるわけですね。それはそれとしてですね、国も県も皆、財源のことだということで、全部退院促進させるんですけども、絶対条件として、精神以外はあまりご存じないと思うんですが、アクトのシステムというのがあるわけなんです。これは、在宅精神医療、在宅精神介護・看護のシステムなんですけども、これをちょっと取り入れない事には在宅で重度障害者を見るというのは、非常に無理があるんですね。このアクトのシステムというのを絶対取り入れて頂

きたいというお願いなんですけども、可能性はどうでしょうかね。

(精神保健福祉課長)

今病院から退院されたときに施設への引き取りが出来ないというケースもあると聞きますので今おっしゃったシステムも検討させて下さい。

(榊委員)

リハビリテーションの重要性、そのサービスの拡充・推進ということですごく嬉しいんですけども、実際は例えば私がだんだん足に力がなくなって、入院してリハビリしたくても通院しなさいとなる。通院できる人はそれでもいいですけども、通院するためにタクシーを使うともものすごくお金がかかる。毎日通院ということになると、現実リハビリが受けられないのです。リハビリの施設もない、少ないというような現状の中で、充実に努めるとか、推進するとか、具体的な中身はどういう事が考えられるのか教えて下さい。

(榊委員)

要は、なかなか難しい問題だと思うので、それはそれで置いときまして、この表記の問題として、例えば障害者とか、いろいろ書いてるんですけども、さっき後藤委員の方からも、自分ところに、民生委員、何で来なかった。いう事が現実にあるんですね。リハビリの点で言えばさっき父母の会の方が言われてたように、私たちも要求してるのはリハセンターはそもそもは中途障害になった方を対象にするという事は、それはそれでいいですよ。しかし、それを拡充して、現在の障害者で適切なリハビリが受けられればそれはもっと元気になる、元気に生活できるという方も対象とするよう拡充して行ってほしいということが一番の私たちの要求であるし、それを是非ともリハセンター及び医療機関、さらには地域の病院というかたちで連携していただく事も、是非とも本格的にお考え頂きたいなというふうに思います。

(永田委員)

49、50 のところで、障害者がかかりつけの医院・病院を持ち、定期的な診断を受けられるよう、医療機関の情報提供や医療相談の充実に努めるという、各区で総合相談窓口、実際運営されているのを知っております。電話相談等もあるんですが、実際はかかってくる電話件数は非常に少ないのが現状です。だから、本当に医療機関の紹介をされているケースもかなり少ないですね。実際に障害者方々でこういうかかりつけの医院を探しておられる方が具体的にあるんだろうかという事が一つです。実際に毎年各区から相談件数があがって来てますけど、どこも本当に少ないです。それは、全ての相談です。その件数も非常に少ないですね。だけど、ここには特にそういうふうな充実に努めるというふうに書いてありますが、私ここの役員しているときからここの件数どうしたら上がるんだろうなというふうに、区役所の方と相談したりしたこともあるんですね。ポスターを作ってやったりしたこともありますけど、実際はなかなかそれが、運用出来ていないというのが現状だろうと。だからそういったところもっとも具体的にどのようにするのか考えていただきたい。せっかくこのように掲げているわけですから、やはり障害者の方々も困っている方がいらっしやるかもしれません。かかりつけ医のことでそういったところをどうするか。それから、医療機関の情報ということで、医療機関それぞれ設備があると思います。でも、たぶん区役所の相談窓口の方はですね、それぞれの医療機関の設



備に関して把握できてるのかどうか、それもとぶん分からないのが現状だろうと思います。だから区の医師会の方に相談を持ちかけてどうしたらいいかというふうなことになるだろうと思います。そのへんがやはり、各区の医師会と、広島市医師会本体ではなかなかそれが出来ませんので、各区に医師会がごぞいますからその区どうしの中で、区役所と医師会の中でいろいろ相談をされて、具体的にですね、利用して頂けるようにして行って頂ければと思います。

(天方委員)

今の件なんですけども、障害者、特に知的障害の方達というのは特定の病院を持っていらっしゃるんですね。ただ、必要な時というのは判定を頂く時のデータを先生の方から役所の方に送って頂くということのみのような感じがするんです。で、各施設では年に二回くらい健康診断がありますので、そこに行った時に、年に二回しか行かないように判定の時にそこをお願いするという非常に重労働をおかけしていることが多いんです。今、先生がおっしゃったようにそういう事があるのであれば、個々に来たいという希望を持っていらっしゃるんですが、なかなか足がそっちの方に向かないという現実がありますので、是非医師会の方からそういうふうなアプローチをして頂いたら皆さんも行きやすいんじゃないかなという気がしております。よろしく願いいたします。

(間野会長)

双方からの情報発信が必要なんだと思います。

(田中委員)

47 ページの先ほどの在宅訪問歯科健診・診療事業というところで、現状では2件と聞いて、私もすごい驚いてるんですが、在宅というのはいわゆる家におられる方で施設を指さないのかもわからないのですが、実は私共何件の歯科医院に、施設に訪問歯科をして下さいとお願いをしました。そうすると、歯磨き指導だけでもいいから来て下さいというと、一回来られてもう断られました。診療なんてとてもじゃない、道具がないから出来ないと言われたんです。そうするとたまたま地域に訪問歯科をするというところが出来まして、私共はすぐお願いしましたが、すぐ喜んで来てくださって、治療も診療も全部いたしますと言って来て下さいました。で、それは地域にできたから地域の歯科医院だと思っていたら、実は全国組織の歯科医院でした。で、それはそれでお願いしようという事で、お願いはしたんですが、先ほどからおっしゃってられる医療と受けるクライアントというか患者の方の両方のミスマッチがすごくあるなと思ってます。で、私区分認定審査委員をしておりますが、区分認定なんかのときのかかりつけ医を探されるのに、本当に困っております。それからもう一つ、先ほどの成年後見の診断書ですね。この診断書も精神科医の方に書いて頂くのがベストなんですが、何か小児科の方でもいいという事で、診断書を書いて頂くんですが、病院に、かかりつけ医を持っていない知的障害の方、すごく沢山おられてそして本当に困っておられます。何らかの形で、先ほどの小児精神科医がないというのもそうなんですが、医療と福祉が上手に結び付けられるような取り組みというのが是非どこかでして頂ければありがたいなと思っております。

(後藤委員)

榊委員の話を受けてなんですけど、独居で暮らしていたとき民生委員さんが建物1階には来られたのですが私を訪問されませんでした。管理人さんに私の状況を根掘り葉掘り聞かれ帰られたと、後で

管理人さんから報告を受けました。そのような民生委員は稀な方でしょうが、障害者の実態を直接面談して状況把握してもらいたいと思っています。

(間野会長)

次に進みたいと思います。社会参加活動の促進と健康づくりの支援ということで、お願いします。

#### 【IV〔施策の柱4〕について】

資料2のIV〔施策の柱4(3)〕(P51～P52)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(間野会長)

はい。(3)社会参加活動の促進と健康づくりの支援ということですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(奥田委員)

お聞きしたいのは、公民館学習会の開催というところの継続事業のところがあるんですけども、これは公民館で行われている学習会に障害をお持ちの方が参加をするという事なんですか。それではなくて障害者の方の特別な公民館の学習会をされてるという意味なんでしょうか。

(間野会長)

ちょっとこういう題では中身がよく分かりませんね。こういう時はどういうふうな対応なんでしょうか。

(障害自立支援課長)

すいません。市民局の生涯学習課が行っとるものですから、詳しいことは分からないのですが手持ちの資料でご説明いたします。公民館で行う事業や講座等を障害者団体等々で実施をするということなどでございまして、過去の実施状況を見ますと障害者ボランティア団体等々の連携により学習会などをやったというようなことで、実施実績としては70館となっておりますから、全ての館で行っているということだと思います。実施回数は200回前後、毎年実施されておるということでございます。

(間野会長)

公民館活動の一環として障害者団体と連携した講座というのが、そういうことをやられてるということですね。

(奥田委員)

では、その項目の中にグループ、公民館の中で障害者の方が入りやすいグループの支援をされてるということがありますので、ここに公民館学習会の開催とグループ支援という、グループ支援をプラスアルファをして頂けたらなというふうに思います。

(障害福祉課長)

担当課にご意見を伝えたいと思います。

(奥田委員)

私、ここの項目がとても気になってるのがスポーツ・レクリエーションという言い方のほかに文化、生涯学習活動とあるんですけど、例えば知的障害者の方のレクリエーション教室というレクリエーションの中身と文化、生涯学習活動というのと、この部分だけ言わせて頂くとかなり他のところは施策が大まかなのに、ここだけ広響マーガレットコンサートの開催とか、かなり項目が小さくて、どこまでがスポーツでどこまでがレクリエーションで、どこまでが文化なのかということがごちゃごちゃになってる感じがすごくするんですよね。ここをもっとどこまでが、例えばレクリエーション教室がどうして知的障害者の方だけのものなのかとか、ここをもう少し整理をして、スポーツとレクリエーションを分けるとか、レクリエーションの中に文化、生涯学習を入れるとか、本当にごちゃごちゃしてる感じがするので、ここの主な事業・取組のところを少し整理をして頂くと分かりやすいかなというふうに思います。たぶん、付け足し付け足しなんで、どんどん入ってると思うんですけど、もうちょっと、きちっと整理をお願いできたらなという希望です。

(間野会長)

同感です。これは整理をした方がいいと思います。他にないでしょうか。

(山中委員)

52 ページですね、主な事業・取組の 2 番目、全国障害者スポーツ大会への選手派遣。幸いなことに広島市で行われるスポーツ大会には精神障害者は入ってるんですね、だけでも今度 10 月に行われる全国障害者スポーツ大会、岐阜清流大会には精神障害者はバレーしか入ってないんですね。極論を申し上げるとロンドンのパラリンピックには精神障害者が出ないんですね。何で入らないんですかね。

(精神保健福祉課長)

認識しております。これは、前回と同じ答えになるんですけど、国に対して要望をしてるところですけど、要するに国レベルで精神障害者の方がスポーツ大会等に参加できるように要望はしているんですが、なかなか認められないことが現状です。

(山中委員)

前回申し上げたように何で入れないのかという返事が欲しいんですね。とにかく、精神障害者が市で行われるのには入れて頂いてることは、感謝しとるんですけども。それが国レベルになると、精神障害者が除外されてしまうんですね。特にオリンピックなんていうのは一切入れないんですね。TV 見ながら阿保らしいなと思いつつ見とるんですけどね。

(間野会長)

分かりました。これは国の問題だということで、国に対して要望していくという事しかないですね。

(金子委員)

スポーツの事なんです、さっき言われたようにパラリンピックとかそういうふうなことになるんですね、どんどん燃えて派遣していくんですが、以前も私申しましたように聴覚障害の方で、どんな方でも、障害を持ってるとどんな方でも健康を促進できる場面が欲しいなと思ってまして、そういう点で、例えば心身障害者福祉センターでのスポーツ教室の開催というのがあるのですが、聴覚障害の方のためのスポーツ教室というところもあるのかどうか、そのあたりをしっかりと入れて頂きたいなと思っております。

#### 【IV〔施策の柱4〕について】

資料2のIV〔施策の柱4(4)〕(P53～P55)を事務局(障害福祉課長)から説明した。

(後藤委員)

53 ページの②にあります「広島市障害者支援情報提供サイト」があるとのことで、アクセスを試みました。そのなかの障害者支援施設のリストを開いてみたら文字化けしていて全く読めませんでした。本当にこのようなサイトを開設しているならきちんと整備していただきたいです。また、もう少しわかりやすくしたらアクセスも増えるのではないかと思います。改善をお願いします。

(障害福祉課長)

私の方で確認して、早急に対応したいと思います。

(間野会長)

今日の議論は終わりにしようかなと思いますが、よろしいですか。

(間野会長)

以上で今日の議論は終わります。それでですね、こういうデータを出してもらいたい、このへんの事を少しわからないと意見を言えないとかという事でデータを出してもらい、情報を出してもらい、そういう要望も含めて事務局の方に出して頂ければいいかなと。で、次々会には全体が出て来るわけですので、その全体が出てきた時にちゃんと議論できるようなデータ、こういうデータを出してくださいというのも含めて出して頂ければと思います。

それでは以上を持ちまして本日の障害者施策推進協議会を閉会したいと思います。